

○総務省令第六十五号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、社会生活基本調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月二十三日

総務大臣 林 芳正

社会生活基本調査規則の一部を改正する省令

社会生活基本調査規則（昭和五十六年総理府令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(調査事項等) 第六条 社会生活基本調査は、総務大臣の定める様式による調査票により、次に掲げる事項（一部の調査世帯の世帯員については、第三号ホからリまで並びに第四号ホ及びヌを除く。以下「調査事項」という。）を調査する。 〔一〕五 略 〔2 略〕 (統計調査員) 第八条 [略] 2 統計調査員は、都道府県知事の指揮監督を受けて、担当調査区（都道府県知事から指定された調査区をいう。以下同じ。）内にある調査世帯に係る調査票の配布及び取集、調査世帯に係る識別符号（総務大臣が調査世帯の世帯員を識別するために付した符号をいう。以下同じ。）を記載した書類の配布、関係書類の作成並びにこれらに附帯する事務を行う。 〔3〕5 略 (調査の方法及び期間) 第十条 社会生活基本調査は、次に掲げるいずれかの方法により行う。 一 調査員（第八条第四項の規定により調査員の事務の一部を行う指導員を含む。次号及び第三号並びに第十二条第三項第二号において同じ。）が識別符号を記載した書類を担当調査区内の調査世帯ごとに配布し、及び総務大臣が調査世帯の世帯員又は世帯主若しくはこれに準ずる者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）から電気通信回線を通じて当該識別符号を用いて送信された調査事項に係る情報を総務大臣の使用に係る電子計算機において受信する方法 二 調査員が調査票を担当調査区内の調査世帯ごとに配布し、及び取集する方法 三 調査員が調査票を担当調査区内の調査世帯ごとに配布し、及び都道府県知事が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者、同条第九項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第三条第四号に規定する外国信書便事業者による同法第二条第二項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）により当該調査票の提出を受ける方法 〔削る〕	(調査事項等) 第六条 社会生活基本調査は、総務大臣の定める様式による調査票により、次に掲げる事項（一部の調査世帯の世帯員については、第三号ホからリまで並びに第四号ホ及びヌを除く。第十二条第一項において「調査事項」という。）を調査する。 〔一〕五 同上 〔2 同上〕 (統計調査員) 第八条 [同上] 2 統計調査員は、都道府県知事の指揮監督を受けて、担当調査区（都道府県知事から指定された調査区をいう。以下同じ。）内にある調査世帯に係る調査票の配布及び取集、関係書類の作成並びにこれらに附帯する事務を行う。 〔3〕5 同上 (調査の方法及び期間) 第十条 社会生活基本調査は、調査員（第八条第四項の規定により調査員の事務の一部を行う指導員を含む。第十二条において同じ。）が調査票を担当調査区内の調査世帯ごとに配布し、及び取集し、並びに質問することにより行う。 〔新設〕 2 前項の規定にかかわらず、天災その他避けることのできない事故のため、前項に規定する方法により難いときは、総務大臣の定めるところにより、都道府県知事が調査票を調査世帯ごとに郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者、同条第九項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第三条第四号に規定する外国信書便事業者による同法第二条第二項に規定する信書便（以下この項及び第十二条第三項ただし書において「郵便等」という。）により送付し、及び郵便等により当

2 前項の規定による調査は、実施年の十月八日から翌月九日までの間において行う。 （期間の変更） 第十一条 都道府県知事は、天災その他避けることのできない事故のため、前条第二項に規定する期間により難いときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。 2 総務大臣は、前項の規定による報告があつた場合には、地域を限り、前条第一項の規定による調査を行う期間を別に定めることができる。 〔3 略〕 （報告の義務及び方法） 第十二条 〔略〕	該調査票の提出を受ける方法により行うことができる。 3 前二項の規定による調査は、実施年の十月七日から翌月二日までの間において行う。 （期間の変更） 第十一条 都道府県知事は、天災その他避けることのできない事故のため、前条第三項に規定する期間により難いときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。 2 総務大臣は、前項の規定による報告があつた場合には、地域を限り、前条第一項及び第二項の規定による調査を行う期間を別に定めることができる。 〔3 同上〕 （報告の義務及び方法） 第十二条 〔同上〕
3 前二項の規定による報告は、次の各号に掲げる社会生活基本調査の方法の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。 一 第十条第一項第一号に掲げる方法 調査世帯の世帯員又は世帯主若しくはこれに準ずる者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて総務大臣の使用に係る電子計算機に識別符号を用いて調査事項に係る情報を送信する方法 二 第十条第一項第二号に掲げる方法 調査票に記入し、及び調査員による当該調査票の取集に応じる方法 三 第十条第一項第三号に掲げる方法 調査票に記入し、及び当該調査票を都道府県知事に郵便等により提出する方法 （結果の公表） 第十四条 総務大臣は、調査票（第十二条第三項第一号の規定により報告された調査事項に係る情報を含む。）の審査及び集計を行い、その結果を速やかに公表するものとする。 （調査票等の保存） 第十五条 総務大臣は、調査票を三年間、調査票（第十二条第三項第一号の規定により報告された調査事項に係る情報を含む。）の内容（第六条第一項第三号イに掲げる事項に係る部分を除く。）が転写されている電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）及び結果原表又は結果原表が転写されているマイクロフィルム若しくは電磁的記録を永年保存するものとする。	3 前二項の規定による報告は、調査票に記入し、当該調査票の取集に応じ、及び調査員の質問に答えることにより行うものとする。ただし、第十条第二項の場合にあつては、調査票に記入し、及び当該調査票を都道府県知事に郵便等により提出することにより行うものとする。 〔新設〕 （結果の公表） 第十四条 総務大臣は、調査票の審査及び集計を行い、その結果を速やかに公表するものとする。 （調査票等の保存） 第十五条 総務省統計局長は、調査票の内容（第六条第一項第三号イに掲げる事項に係る部分を除く。）が転写されている電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）及び結果原表又は結果原表が転写されているマイクロフィルム若しくは電磁的記録を永年保存するものとする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。